

臨時株主総会 招集ご通知



■ 日時

2025年12月24日（水曜日）

午前10時（受付開始：午前9時30分）

■ 場所

東京都渋谷区初台二丁目5番8号

西新宿豊国ビル 2F

※開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申しあげます。

■ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第6号議案 資本金の額の減少（減資）の件

株主の皆さまへ

議決権の行使につきましては、インターネットまたは郵送により事前にご行使いただけますので、3・4ページをご参照ください。

議決権行使期限

2025年12月23日（火曜日）
午後6時まで

株式会社 フレアス

証券コード：7062

証券コード 7062
2025年12月9日
(電子提供措置の開始日2025年12月2日)

株主各位

山梨県中巨摩郡昭和町西条1514番地
(本社 東京都品川区西五反田二丁目27番3号)

株式会社 フレアス

代表取締役社長CEO 澤登 拓

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://fureasu.jp/ir/irlibrary/?yr=2025&tp=4>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月23日（火曜日）午後6時までにインターネットの電磁的方法または書面によって議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 記

具

1 日 時	2025年12月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区初台二丁目5番8号 西新宿豊国ビル2F

※開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申しあげます。

3 目的事項	決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 第6号議案 資本金の額の減少（減資）の件
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年12月23日（火曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年12月23日（火曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年12月23日（火曜日）
午後6時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、議
決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年12月24日（水曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00～21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00～17:00)

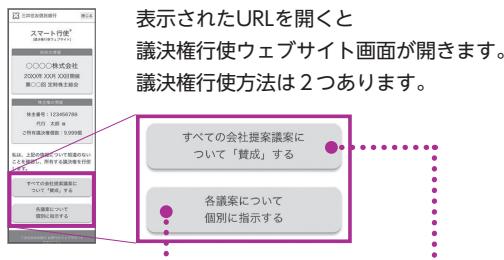
「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

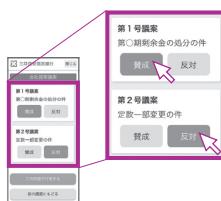
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



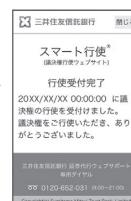
② 議決権行使ウェブサイトを開く



③ 各議案について個別に指示する



④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です。）。

*議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

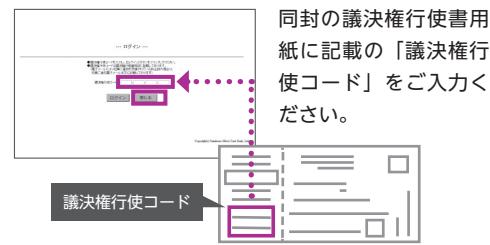
*インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

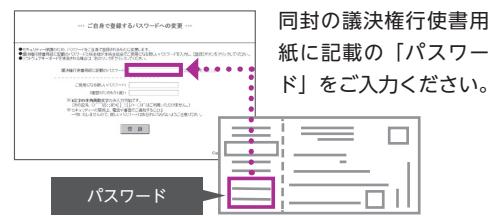
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って
賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号 議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化の観点から監査等委員会設置会社に移行することとしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、また重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設し、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- (2) 当社の事業目的についてより現状に即した内容に改め、また、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1～29 (条文省略)	1～29 (現行どおり)
(新設)	<u>30 株式、新株予約権等の取得、保有、運用及び処分</u>
(新設)	<u>31 ベンチャー企業等への投資育成事業</u>
(新設)	<u>32 経営コンサルティング業務</u>
(新設)	<u>33 企業の合併、買収、提携に関するコンサルティング業務</u>
30 (条文省略)	34 (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	2 <u>監査等委員会</u>
3 監査役会	(削除)
4 会計監査人	3 会計監査人

現 行 定 款		変 更 案	
第5条	(条文省略)	第5条	(現行どおり)
	第2章 株 式		第2章 株 式
第6条～第11条	(条文省略)	第6条～第11条	(現行どおり)
	第3章 株主総会		第3章 株主総会
第12条～第18条	(条文省略)	第12条～第18条	(現行どおり)
	第4章 取締役及び取締役会		第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)		(取締役の員数)	
第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。	(新設)	第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。	
(取締役の選任方法)		(取締役の選任方法)	
第20条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。		第20条 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。	
2～3	(条文省略)	2～3	(現行どおり)
(取締役の任期)		(取締役の任期)	
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(新設)	第21条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
	(新設)	2	当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	(新設)	3	任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
	(新設)	4	会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。
第25条 (条文省略) (新設)	第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	(削除)
<u>(監査役の員数)</u> 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任方法)</u> 第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
<u>(常勤監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。	(削除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除等) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第40条～第41条 (条文省略) (会計監査人の報酬) 第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	第36条～第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬) 第38条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。
第43条 (条文省略) 第7章 計 算	第39条 (現行どおり) 第7章 計 算
第44条～第47条 (条文省略) 附則 第1条 第21条の規定にかかわらず、2024年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2026年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。 (新設)	第40条～第43条 (現行どおり) 附則 (削除) 第1条 当会社は、2025年12月24日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	さわ のぼり 澤 登 たく (1969年1月9日生)	1999年4月 有限会社東洋医学会館入社 2000年4月 株式会社アメニティサービス入社 2000年7月 ふれあい在宅マッサージ開業 2002年4月 有限会社ふれあい在宅マッサージ（現当社）設立 代表取締役社長 2005年4月 株式会社ふれあい在宅マッサージ（現当社）組織変更 代表取締役社長 2016年3月 株式会社優美設立 代表取締役社長（現任） 2020年6月 株式会社オルテンシアハーモニー代表取締役社長 2022年9月 当社代表取締役会長 2022年9月 株式会社オルテンシアハーモニー代表取締役会長 2024年5月 当社代表取締役社長CEO（現任） 2024年5月 株式会社オルテンシアハーモニー代表取締役社長 (現任) 2024年10月 株式会社スカイハート代表取締役社長	709,100株

【取締役候補者とした理由】

澤登拓氏は、長年にわたり当社の代表取締役として、経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきており、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	なかむら かずのり 中村 和徳 (1960年5月4日生)	<p>1984年 4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2013年 8月 株式会社はせがわ入社</p> <p>2015年 8月 同社 執行役員</p> <p>2018年 4月 同社 執行役員兼補欠監査役</p> <p>2021年 4月 株式会社A L I N Kインターネット取締役CFO</p> <p>2024年 1月 鈴木三栄株式会社入社</p> <p>2025年 4月 スカイハート株式会社監査役</p> <p>2025年 6月 当社取締役</p> <p>2025年 7月 当社取締役CFO（現任）</p>	一株
【取締役候補者とした理由】			
中村和徳氏は、金融機関に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び他社での取締役の実績を有していることから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	かわくぼ じろう 川久保 次朗 (1973年3月8日生)	<p>1995年 4月 アシスト・クルー株式会社入社</p> <p>2008年 9月 株式会社ジェイ・ユー・エス入社</p> <p>2013年 2月 長谷川興産株式会社（HITOWAライフパートナー株式会社）入社</p> <p>2019年 5月 当社入社 法人事業開発部部長</p> <p>2019年 7月 当社執行役員法人事業開発部部長</p> <p>2020年 4月 当社上席執行役員事業本部長</p> <p>2020年 6月 株式会社オルテンシアハーモニー取締役（現任）</p> <p>2021年 4月 スカイハート株式会社取締役</p> <p>2024年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>2025年 9月 株式会社リベルケア取締役（現任）</p>	3,300株
【取締役候補者とした理由】			
川久保次朗氏は、フランチャイズ事業、介護事業等の複数の事業を立ち上げた経験と幅広い見識を有していることから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。			

- （注）1. 取締役候補者のうち、澤登拓氏と中村和徳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、川久保次朗氏は、株式会社リベルケアの取締役を兼務しております。同社は当社と取引関係があるとともに、介護に関する事業において競業関係にあります。2025年6月9日付の取締役会で利益相反取引（兼任）の承認決議を行っております。
3. 取締役候補者のうち、澤登拓氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。なお、各取締役候補者の選任が承認された場合、当該契約の被保険者となります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補対象であります。また、保険料については、その全額を会社が負担しております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、法令に違反することを認識しながら行った行為等に関しては、上記保険契約により填補されません。

第3号 議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1※	長田 大徳 (1975年9月12日生)	2011年12月 弁護士登録 2011年12月 ネクスト法律事務所入所 2014年3月 法律事務所横濱アカデミア代表弁護士 2015年1月 かまくら地域資産株式会社取締役 2019年10月 ロイヤーコーチング株式会社代表取締役（現任） 2019年10月 M a r k e t i n g - R o b o t i c s 株式会社（現クロス・オペレーショングループ）社外監査役（現任） 2020年7月 ロイヤーコーチング法律事務所代表弁護士 2022年10月 弁護士法人 F o r P E A C E 法律事務所代表社員（現任） 2024年6月 当社社外取締役（現任）	一株
【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
長田大徳氏は、弁護士として専門的な経験と豊富な知識を有しており、当社の重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
2※	吉田 雄三 (1961年8月10日生)	1986年4月 三共株式会社（現第一三共株式会社）入社 2012年8月 ジャパンワクチン株式会社出向 コーポレートアフェアーズ部門長 2013年3月 三菱自動車工業株式会社入社 2017年6月 同社 広報部長 2019年5月 同社 理事 広報/渉外担当 2025年4月 同社 執行役付（現任） 2025年6月 当社 社外監査役（現任）	1,000株
【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
吉田雄三氏は、製薬企業及び自動車企業に長年勤務し、広報業務を中心に管理部門における高い専門的知識を有しており、当社監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できることから、新たに監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3※	三好 昌武 (1963年3月24日生)	<p>1985年 4月 和光証券株式会社 入社</p> <p>1986年 4月 株式会社和光経済研究所証券 出向 調査部医薬品業界担当アナリスト</p> <p>1995年 9月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 調査部医薬品業界担当アナリスト</p> <p>マネージングディレクター</p> <p>2009年 4月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 入社 取締役クライアント・リレーションズ担当</p> <p>2016年12月 社会保険診療報酬支払基金 入社 専務理事</p>	一株

【監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要】

三好昌武氏は、証券業界において医薬品業界を中心としたヘルスケア産業のアナリストとして豊かな専門知識と経験があり、また、企業経営者としても豊富な経験を有していることから、当社監査体制の一層の強化を図るために有用な助言や提言が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役の候補者といたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長田大徳氏は、現に社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は1年6か月となります。
4. 吉田雄三氏は、現に社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は6か月となります。
5. 当社は、長田大徳氏及び吉田雄三氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限定額とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。また、監査等委員である取締役候補者の三好昌武氏の選任が承認された場合、当社は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用、並びに、会社の不当な行為に起因して有価証券損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用が填補対象であります。また、保険料については、その全額を会社が負担しております。なお、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、法令に違反することを認識しながら行った行為等に関しては、上記保険契約により填補されません。
8. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第4号 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月30日開催の定時株主総会において、年額140百万円以内（うち社外取締役年額20百万円以内）とご決議いただき、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額140百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当あるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されると3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号 議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第6号 議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産及び発行済株式総数の変更はないため、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではなく、また、株主の皆さまのご所有株式数に影響を与えるものではありません。

（1）減少する資本金の額

資本金の額386,645,100円を336,645,100円減少して、減少後の資本金の額を50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日まで行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

（2）資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであります。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年2月1日

以上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都渋谷区初台二丁目5番8号

西新宿豊国ビル 2F

TEL 03 (6632) 9210



交 通

「京王線」初台駅、「小田急線」代々木八幡駅、
「千代田線」代々木公園駅より徒歩12分

お車でのご来場はご遠慮ください。